

橋本市規則第 29 号

橋本市農業振興条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市農業振興条例施行規則の一部を改正する規則

橋本市農業振興条例施行規則(令和 2 年橋本市規則第 38 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後			改正前		
別表(第 3 条関係)			別表(第 3 条関係)		
項目	事業名	補助対象・基準	項目	事業名	補助対象・基準
(1) 国又は県の補助を受けて実施する農業及び農村の振興に関する事業	略 経営継承支援事業	略 1 略 2 補助対象者 (1) 略 (2) 農業経営開始時の年齢が <u>61 歳以下</u> であること。 (3) 略 (4) 年間 150 日かつおおむね <u>1,500 時間</u> 以上農業生産に従事することが確実と見込まれること。 (5) 略 (6) <u>以下の国の事業の支援を受けていないこと。</u> ア <u>新規就農者育成総合対策実施要綱(令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知)別表の 2 のイ</u> <u>経営開始資金</u> イ <u>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知)別表の 1 のうち経営開始支援資金</u> (7)~(9) 略	(1) 国又は県の補助を受けて実施する農業及び農村の振興に関する事業	略 経営継承支援事業	略 1 略 2 補助対象者 (1) 略 (2) 農業経営開始時の年齢が <u>60 歳以下</u> であること。 (3) 略 (4) 年間 150 日かつ <u>1,200 時間</u> 以上農業生産に従事することが確実と見込まれること。 (5) 略 (6) <u>国が実施する新規就農者育成総合対策及び同様の国の事業による農業経営開始後の支援を受けていないこと。</u> (7)~(9) 略
(2) 担い	略	略	(2) 担い	略	略

手対策事業	農業用機械導入支援事業	略	手対策事業	農業用機械導入支援事業	略
	農業人材獲得支援事業	1 事業内容 地域農業の担い手となる認定農業者及び認定新規就農者が行う被雇用者の労働環境の整備に対して補助金を交付することで農業労働力の確保を図る。 2 補助対象者 次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 市内に住所を有する認定農業者又は認定新規就農者 (2) 地域計画の目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実であると見込まれる者 (3) 補助金の交付申請時において市税の滞納がないこと。 (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。 3 補助対象経費 (1) 仮設トイレや休憩室等の設置費用(リース料を含む) (2) 空調服や防寒服、雨合羽、長靴、手袋等の購入費用 (3) その他労働環境の改善に資するもの 4 補助額 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨て) 5 補助金限度額 10万円			

	農業法人化事業	1 事業内容 地域農業の担い手となる認定農業者等が農業を営む法人を設立する際に必要となる費用の一部又は全部に対し補助金を交付することで、農業を営む法人の増加を図る。 2 補助対象者 次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 市内に住所を有する認定農業者等 (2) 橋本市内において新たに農業を営む法人を設立すること。 (3) 当該補助金の交付を受けた年度から起算して3年間当該補助金の交付を受けていない者 (4) 地域計画の目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実であると見込まれる者 (5) 補助金の交付申請時において市税の滞納がないこと。 3 補助対象経費 次に掲げる費用 (1) 法人の設立に必要な申請書類作成に係る経費 (2) 司法書士又は行政書士に支払う法人の設立に必要な申請書類作成に係る経費 (3) 商号の登記又は法人の登記に係る登録免許税 (4) 定款認証手数料及び収入印紙に要する費用 (5) 設立後の法人が所有者となる農業用機械の購入費用 (6) その他、国又は地方公共団体へ提出を要する証明書取得費用 4 補助額 補助対象経費の合計額(1,000円未満切捨			
--	---------	---	--	--	--

		て) 5 補助金限度額 40 万円			
(3) 農地の有効活用事業	略	略	(3) 農地の有効活用事業	略	略
	農作業用道路整備支援事業	略		農作業用道路整備支援事業	略
	農業用水路補修支援事業	1 事業内容 農業用水路の補修に対して補助金を交付することにより、農業生産活動の安定化と荒廃農地の発生を抑止する。 2 補助対象者 次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 市内に住所を有する農業者又はそれらの者で組織する団体 (2) 地域計画の目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実であると見込まれる者 (3) 本事業で整備した農業用水路を 10 年以上活用して、農業経営を継続する意思があること。 (4) 補助金の交付申請時において市税の滞納がないこと。 (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。 3 補助対象事業及び補助対象経費 次に掲げる要件を全て満たすもの (1) 補修箇所が市内に所在すること。 (2) 補助金を申請する年度内に完了する事			

		業であること。 (3) 国及び県、市が実施する同様の事業の対象とならない修繕であって、修繕に係る費用(工事請負費、資材購入費及び工事用機械・器具の借上料に限る。)が5万円以上のもの。 4 補助額 対象経費の3分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨て) 5 補助金限度額 20万円			
(4) 収益性の高い農業推進事業	略	略	(4) 収益性の高い農業推進事業	略	略
(5) その他市長が農業及び農村振興上特別に必要と認める事業	略	略	(5) その他市長が農業及び農村振興上特別に必要と認める事業	略	略

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。